

静岡市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号）第 8 条及び第 9 条に規定する基準内規

標記基準について、以下の事項に係る具体的な運用上の判断基準を示す。

- 1 省令第 8 条のサービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（賃貸住宅にあつては住戸をいい、有料老人ホームにあつては入居者ごとの専用部分をいう。以下同じ。）の床面積が、18 m²以上かつ 25 m²未満の場合において、「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とみなされる床面積要件について

共同して利用する食堂、台所等の床面積の合計が、各居住部分の床面積と 25 m²の差の合計を上回ること。

- 2 省令第 9 条ただし書の各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えていない場合において、「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とみなされる構造及び設備の基準について

- (1) 共用部分に備える台所

各居住部分が存する各階（以下「各階」という。）ごとに、コンロ（2 口）、シンク及び調理台を、台所のない各居住部分 5 箇所あたり 1 組以上（登録事業者が「食事の提供」を行う場合には、これらを 1 組以上）備えるとともに、これらを利用するのに十分な広さを確保すること。

- (2) 共用部分に備える収納設備

各階ごとに、収納設備のない各居住部分と同数以上の施錠可能な収納設備を備えること。

- (3) 共用部分に備える浴室

各階ごとに、浴室のない各居住部分 10 箇所あたり 1 以上の介助を考慮した広さの浴室を備えること。

附 則

（施行期日）

この基準内規は、平成 23 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。